

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件	五七〇
○特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件	五七一
○県営土地改良事業計画を定めた件	五七二
○農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件	五七三
○保安林の指定をする件三件	五七四
○道路の区域を変更する件二件	五七五
○道路の供用を開始する件六件	五七六
○職員表彰を実施した件	五七七
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	五七八
○土地区画整理組合の理事の就任について届出があった件	五七九

告 示

福島県告示第八百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケイヨーデイツー安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほか

二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役社長 醍醐 茂夫
（変更後）代表取締役社長 實川 浩司
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役社長 醍醐 茂夫
（変更後）代表取締役社長 實川 浩司
- 3 大規模小売店舗の名称
（変更前）ケイヨーデイツー郡山安積店
（変更後）ケイヨーデイツー安積店
- 三 変更した年月日
令和四年五月二十四日
- 四 届出年月日
令和四年十二月一日
- 五 届出をした者
株式会社ケイヨー

（商業まちづくり課）

福島県告示第八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケイヨーデイツー矢野目店 福島県福島市南矢野目高畑二番地一一
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役社長 醍醐 茂夫
（変更後）代表取締役社長 實川 浩司
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役社長 醍醐 茂夫
（変更後）代表取締役社長 實川 浩司
- 三 変更した年月日
令和四年五月二十四日
- 四 届出年月日
令和四年十二月一日

五 届出をした者
株式会社ケーヨー

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百一十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年十二月二十三日から令和五年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーヨーデイツー会津若松店 福島県会津若松市神指町四合字幕内南六三二番地一
ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役社長 醍醐 茂夫
(変更後) 代表取締役社長 實川 浩司

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) 代表取締役社長 醍醐 茂夫
(変更後) 代表取締役社長 實川 浩司

3 大規模小売店舗の名称
(変更前) ケーヨーデイツー会津若松神指店
(変更後) ケーヨーデイツー会津若松店

三 変更した年月日
令和四年五月二十四日

四 届出年月日
令和四年十二月一日

五 届出をした者
株式会社ケーヨー

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百一十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十六条第一項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和五管理年度(令和五年一月一日から同年十二月三十一日まで)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。
令和五年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 まあじ

1 知事管理区分 福島県まあじ漁業

2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量

二 まいわし太平洋系群

1 知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業

2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量(現行水準)の全量
(水産課)

福島県告示第八百一十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、高久田地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十二月二十六日から
令和五年一月十六日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

鏡石町役場

(農村計画課)

福島県告示第八百一十四号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和四年十二月一日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり利用権の設定に関する裁定の申請があった。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 当該申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積
南会津郡南会津町川島字花太郎	一七〇一一	畑	二〇八平方メートル
郡同	町川島字花太郎	畑	四九平方メートル
郡同	町川島字廻戸	畑	九九平方メートル
郡同	町川島字材木場	畑	二二一平方メートル
郡同	町川島字材木場	田	一一二五平方メートル
郡同	町川島字材木場	田	八九九平方メートル
郡同	町川島字川島前	田	二、一四八平方メートル
郡同	町関本字関本	田	三、一四四平方メートル
郡同	町関本字関本	田	三、一四四平方メートル

一	保安林の所在場所	同	町藤生字下小塩平	一二	田	五七九平方メートル
		同	町糸沢字下馬場	二一二	田	一二〇平方メートル
		同	町糸沢字壇ノ下	一八	田	一、四七三平方メートル
		同	町糸沢字風下	三七	田	四八一平方メートル
		同	町糸沢字風下	三八	田	四六平方メートル
		同	町糸沢字風下	五九	田	一、四五四平方メートル
		同	町糸沢字龍伏	七二一二	田	三〇五平方メートル
二	当該申請に係る農地の利用の現況					
三	当該申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細					
四	希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額					
五	借賃に相当する補償金の額	一〇六、六二〇円				

一	保安林の所在場所	同	南相馬市鹿島区鳥崎字寺前六の一、七から九まで、一〇の一、一一から一五まで、一六の一、一七から二三まで、二四の一、字南入二二八の一、二二九の一、二三〇の一、二三一の一、二三二の一、二三三の一、二三四、二三五			
二	指定の目的		潮害の防備			
三	指定施業要件		1 立木の伐採の方法			
			(一) 主伐は、択伐による。			
			(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。			
			(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。			
			2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種			
			次のとおりとする。			
			(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)			

福島県告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村振興課)

福島県告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

(森林保全課)

福島県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

南相馬市原町区北泉字地藏堂三から六まで、九から一一まで、一二の四から一二の六まで、一三、一四の一、一四の三、一九、二〇、一三三の二、一三三の三、二八八の二、三三一の一四から三三一の一六まで、五一八、五一九、五二一の二、五四七の二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	双葉郡川内村大字下川 内字坂シ内二二六番一	変更前 A 七・〇〇 一四・〇		九四三・〇

地先から

同 郡同 村大字下川
内字宮ノ下五九番三地
先まで

双葉郡川内村大字下川
内字砂田三二〇番地先
から

同 郡同 村大字下川
内字宮ノ下五九番三地
先まで

双葉郡川内村大字下川
内字坂シ内二二六番一
地先から

同 郡同 村大字下川
内字宮ノ下五九番三地
先まで

同 郡同 村大字下川
内字宮ノ下五九番三地
先まで

同 郡同 村大字下川
内字砂田三二〇番地先
から

同 郡同 村大字下川
内字宮ノ下五九番三地
先まで

同 郡同 村大字下川
内字宮ノ下五九番三地
先まで

（道路計画課）

福島県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 富岡線	双葉郡川内村大字下川 内字宮ノ下五九番三地	変更前 A 六・七〇 一〇・三		一、五三一・三

B
一〇・〇〇
三九・二

一、四二八・〇

A
七・〇〇
一四・〇

九四三・〇

B
一〇・〇〇
三九・二

一、四二八・〇

先から 同 郡同 村大字下川 内字坂シ内一三三番五 地先まで		
変更後		
B	A	B
一一・五〇 六〇・〇	六・七〇 一〇・三〇 一一・五〇 六〇・〇	一一・五〇 六〇・〇
	一、五三二・三 一、七〇〇・〇	一、七〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町小綱木字反田一番七 地先から 同 郡同 町小綱木字上関場三二 番地先まで	令和四年二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	須賀川市勢至堂字銅屋坂八番三 地先から 同 市勢至堂字源平六 五番一 地先まで	令和四年二月二七日

福島県告示第八百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道一一四号	伊達郡川俣町山木屋字羽山向山三 番一四地先から 同 郡同 町山木屋字坂下一七番 四地先まで	令和四年二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町丹藤字松下五六 番地先から 同 郡同 町田島字東荒井二 三番一地先まで 南会津郡南会津町田島字西町甲四 三八一番地先から 同 郡同 町丹藤字松下六〇 番一地先まで	令和四年二月二四日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字坂シ内 一番一地从先から 同 郡同 村大字下川内字宮ノ下 五九番三地从先まで	令和四年十二月三日

(道路計画課)

福島県告示第八百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年十二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下 五九番三地从先から 同 郡同 村大字下川内字坂シ内 一六〇番七地从先まで	令和四年十二月三日

(道路計画課)

公 告

公告第二百九十二号

令和四年十二月二十三日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十五年福島県訓令第五十三号）第八条の規定により公告する。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

(人事課)

一 表彰を受けた者
只見線管理事務所（平成二十五年十一月から平成三十一年三月まで 生活交通課、平成三十一年四月から令和四年七月まで 只見線再開準備室）
二 事績の概要
JR只見線の会津川口駅から只見駅間の再開通に向け、会津十七市町村等と連携を図りながら、全国初となるJRと自治体による上下分離方式を導入した復旧に尽力したものである。

公告第二百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
二本松市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事	三津間 一八	二本松市石畑二四〇番地
同	鈴木 徳雄	市沖二丁目四三番地一
同	今江 克幸	市伊佐沼町一丁目二五番地
同	丹野 富美	市原七笠張一八四番地
同	大藤 浩一	市成田町一丁目八六四番地一
同	根本 一彌	市永田六丁目一八六番地
同	吉沢 勝雄	市中山田一八二番地一
同	大内 義典	市箕輪一丁目二七二番地
同	渡邊 道夫	市十神二六四番地
同	菅野 善昭	市南町四七三番地
同	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
同	菊地 安夫	市郭内一丁目一八七番地一
同	柴田 勝男	市杉田町二丁目五四番地二
同	渡邊 一正	市作七九六番地
同	斎藤 善治	市古家二四一番地
同	田卷 幸之助	市岳温泉横森三一〇番地
同	佐藤 勝則	市八坂町一九三番地
就任した役員		
役別 氏名		住所
理事	三津間 一八	二本松市石畑二四〇番地

同	齋藤 彰広	市安達ヶ原五丁目六八番地
同	鈴木 孝司	市沖二丁目一〇五番地
同	菊地 安夫	市郭内一丁目一八七番地一
同	内藤 孝	市中ノ目一三三番地一
同	佐藤 洋三	市岳温泉四丁目八八番地一
同	大藤 浩一	市成田町一丁目八六四番地一
同	桑田 勇作	市原七才木一三〇番地二
同	根本 勲	市永田才木二九五番地
同	狩野 一也	市館野四丁目三〇五番地
同	鈴木 三喜男	市舟形石七三番地
同	渡邊 善孝	市鈴石町一七一番地
同	高島 達幸	市山田一三七番地
同	安田 恵治	市西町二七番地
同	渡邊 一正	市作七九六番地
同	斎藤 邦弘	市末広町二八一番地
同	菅野 恭浩	市田町三二一番地
同	菅野 寿雄	市下長折字藤二六番地

(農村計画課)

公告第二百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和四年十二月二十三日

土地改良区の名称
安達疏水土地改良区

福島県知事 内堀雅雄

同	理事 渡辺 喜一	住所 本宮市和田字竹ノ内四一番地
同	同 國分 忠工	同 市白岩字柳内六九三番地の六
同	同 菅野 佐太克	同 二本松市南町二八一一番地
同	同 菅野 善太	同 本宮市長屋字一斗内一〇番地
同	同 菅野 治正	同 市和田字西明内一〇四番地
同	同 渡辺 正教	同 市白岩字高槻一七八番地
同	同 品川 仙壽	同 市稲沢字雨堤六〇番地
同	同 氏家 源幸	同 市糠沢字作二五番地
同	同 保住 忠久	同 二本松市大町二二一番地
同	同 三瓶 哲夫	同 本宮市糠沢字五味内二二〇番地の二
同	同 市川 豊	同 市和田字刑部内四五番地

同	監事 橋本 一夫	住所 市和田字返シ内二〇四番地
同	同 渡邊 義正	同 市長屋字竹向一五番地
同	同 本田 勝典	同 二本松市小高内一九九番地一
同	就任した役員	
同	役別 氏名	
同	理事 渡辺 喜一	住所 本宮市和田字竹ノ内四一番地
同	同 國分 忠工	同 市白岩字柳内六九三番地の六
同	同 保住 忠久	同 二本松市大町二二一番地
同	同 渡邊 則男	同 本宮市長屋字長屋平一番地の一
同	同 市川 豊	同 市和田字刑部内四五番地
同	同 品川 仙壽	同 市稲沢字雨堤六〇番地
同	同 菅野 治正	同 市和田字西明内一〇四番地
同	同 遠藤 守	同 市糠沢字高松一五八番地一
同	同 大内 昭寿	同 二本松市新生町四七一番地
同	同 三瓶 弥内	同 本宮市糠沢字礼堂一七八番地の二
同	同 國分 義徳	同 市白岩字桑内一八一一番地
同	同 本田 勝典	同 二本松市小高内一九九番地一
同	同 田中 安嗣	同 本宮市稲沢字登戸二番地
同	同 三瓶 寿幸	同 市糠沢字石ヶ作一九五番地
同	同 三瓶 修藏	同 市糠沢字東禅寺二二五番地

(農村計画課)

公告第二百九十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第二十九条第一項の規定により、伊達市高子駅北地区土地区画整理組合から、次の者が理事に就任した旨届出があった。
令和四年十二月二十三日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	樋口 幸一	住所 伊達市保原町上保原字大地内四四番地
同	松浦 哲雄	同 市伏黒字柳原一五一番地
同	石田 清明	同 市保原町上保原字狸首岡一八番地一
同	高橋 智子	同 市保原町高子岡一三九番地
同	高橋 義雄	同 市保原町上保原字小性山一一番地
同	山田 一美	同 市保原町上保原字小性山一一番地

(まちづくり推進課)

